

指定管理者の評価について(令和3年度)

評価制度の概要

1 目的

都と指定管理者が協定で合意した管理運営業務の実施及び指定管理者が守るべき事項について確認を行うとともに、サービス実施状況や利用者満足度等をチェックし、その結果を管理運営に反映していくPDCAサイクルを構築することで、都民サービスの一層の向上を図る。

2 視点

- (1) 管理の実施状況（施設は適切に管理されているか、安全性は確保されているか等）
- (2) 事業効果（サービス水準は維持されているか）
- (3) 事業者の健全性（財務状況は安定しているか） など

局所管施設

1 対象施設（15施設）

- (1) 医療政策部所管……………2施設 (2) 少子社会対策部所管……………6
- (3) 障害者施策推進部所管………7施設

2 他の評価制度の活用

- 福祉サービス第三者評価制度、法的な指導検査
- ①第三者評価受審等施設⇒第三者評価結果を参考に指定管理者の評価を実施
（児童養護施設、障害者施設等）
 - ②上記以外の施設⇒上記の枠組みを基本に施設特性に応じて設定（病院）

評価の流れ

1 一次評価

- 施設設置者の視点
指定管理者に対して運営を管理代行させている所管部が実施

2 二次評価：評価委員会による評価

- 局で評価委員会を設置
- (1) 委員会の運営は2回程度実施
 - ・第1回：進行確認、質疑等
 - ・第2回：評価、討議、決定
- (2) 委員会は原則公開

<評価基準>

- 「S」…管理運営が優良であり、特筆すべき実績・成果が認められた施設
- 「A」…管理運営が良好であり、管理運営に係る様々な点で優れた取組が認められた施設
- 「B」…管理運営が良好であった施設
- 「C」…管理運営において良好ではない点が認められた施設

3 総合評価

局において、一時評価結果及び二次評結果に基づき、決定

4 評価結果の公表

総務局及び所管局にて公表

5 要改善事項等の公表

要改善事項等のうち評価対象年度終了後に改善の取組を行うものは取組状況を別途公表

スケジュール



指定管理者管理運営状況評価のフロー図

